

治山・林道工事の間接工事費に関するアンケート

本アンケートは、平成29年度以降に国（森林管理局等）が発注する直轄治山・林道工事、都道府県又は市町村が発注する補助治山工事・林道工事（以下「治山・林道工事」という。）を受注している元請け企業に間接工事費の課題を把握するために、実施するものです。

送付先アドレス：sekogijutu@maff.go.jp（林野庁計画課積算基準係） 送付期限：令和元年12月16日
本アンケートの問い合わせ先：株式会社山地防災研究所（桜井）
TEL:0279-52-4621, FAX:0279-52-4399, E-mail:work@feri.co.jp

- ・ 調査票に記入していただいた内容は、利用目的以外に使用することはありません。
- ・ 記入していただいた内容により、記入者や所属する企業が不利益を被ることはありませんので、ありのままを記載してください。
- ・ 記入していただいた内容は、整理したうえで報告書に記載しますが、記入していただいた内容が記入者や所属する企業と関連付けた形で公表されることはありません。
- ・ 記入者が所属する企業の名称は、原則として協力企業名簿に記載しますが、掲載を不要とされる場合は、アンケートの該当項目にしてください。

記入者連絡先

調査票の内容について紹介する場合がありますので、記入をお願いします。

所属する企業の名称		
記入者	所属部署名	
	フリガナ	
	氏名	
	電話番号	
	E-mail	
協力企業名簿への掲載の有無		○有 ○無

1. 企業の財務状況（直近の会計年度）

直近の会計年度について、財務諸表等をもとに、財務状況の記入をお願いします。
建設業以外の事業を行っている場合は、「建設業以外の事業の有無」の有を選択してください。また、完成工事高は、建設業に関する部門の金額を記載してください。

資本金の金額		千円（半角）
建設業以外の事業の有無		○有 ○無
建設業	完成工事高	千円（税込み）（半角）
	完成工事原価	千円（税込み）（半角）
	販売費及び一般管理費	千円（税込み）（半角）

2. 国土交通省所管の土木工事との比較

①国土交通省、都道府県又は市町村が発注する直轄又は補助土木工事（以下「土木工事」という。）を平成29年度以降に受注したことがありますか。

平成29年度以降の土木工事の有無	○有 ○無
------------------	-------

無と答えた方は、3へお進みください。

- ② 治山・林道工事と土木工事の両者を受注している方（①が有の場合）に、お尋ねします。
 次表の治山林道工事(A)と土木工事(B)について、工種区分ごとに、平成29年度以降の受注の有無を記載してください（1. 有, 2. 無）
 また、両者（A・B）が有の場合には、治山・林道工事(A)の実行費用が、土木工事(B)の実行費用と比べて、かかり増ししているかどうかについて、その程度を下記の6段階で記載して、差がある場合（3以外）はその理由を簡素に記載してください。
1. $A \gg B$: Aの方が2割以上かかり増し
 2. $A > B$: Aの方が1割以上2割未満のかかり増し
 3. $A = B$: 同じ
 4. $A \div B$: ほとんど同じ（1割未満の増減）
 5. $A < B$: Bの方が1割以上2割未満のかかり増し
 6. $A \ll B$: Bの方が2割以上かかり増し

治山・林道工事 ¹⁾ (A)	土木工事 ²⁾ (B)	平成29年度以降の受注の有無	程度
1. 河川工事	1. 河川工事		
理由			

治山・林道工事 (A)	土木工事 (B)	平成29年度以降の受注の有無	程度
2. 河川・道路構造物 工事	2. 河川・道路構 造物工事		
理由			

治山・林道工事 (A)	土木工事 (B)	平成29年度以降の受注の有無	程度
3. 治山・地すべり工 事	3. 砂防・地すべ り等工事		
理由			

治山・林道工事 (A)	土木工事 (B)	平成29年度以降の受注の有無	程度
4. 海岸工事	4. 海岸工事		
理由			

治山・林道工事 (A)	土木工事 (B)	平成29年度以降の受注の有無	程度
5. 道路工事	5. 道路改良工事		
理由			

治山・林道工事 (A)	土木工事 (B)	平成29年度以降の受注の有無	程度
6. 鋼橋架設工事	6. 鋼橋架設工事		
理由			

治山・林道工事 (A)	土木工事 (B)	平成 29 年度以降の受注の有無	程度
7. PC 橋工事	7. PC 橋工事		
理由			

治山・林道工事 (A)	土木工事 (B)	平成 29 年度以降の受注の有無	程度
8. 橋梁保全工事	8. 橋梁保全工事		
理由			

治山・林道工事 (A)	土木工事 (B)	平成 29 年度以降の受注の有無	程度
9. 舗装工事	9. 舗装工事		
理由			

治山・林道工事 (A)	土木工事 (B)	平成 29 年度以降の受注の有無	程度
10. トンネル工事	10. トンネル工事		
理由			

治山・林道工事 (A)	土木工事 (B)	平成 29 年度以降の受注の有無	程度
11. 道路維持工事	11. 道路維持工事		
理由			

治山・林道工事 (A)	土木工事 (B)	平成 29 年度以降の受注の有無	程度
12. 森林整備 A ³⁾	12. 公園工事		
理由			

治山・林道工事 (A)	土木工事 (B)	平成 29 年度以降の受注の有無	程度
13. 公園工事	13. 公園工事		
理由			

- 1) 林野庁：森林整備保全事業設計積算要領、「表 6-1 工種区分」による
2) 国土交通省：土木工事工事費積算要領及び基準の運用、「表 1 工種区分」による
3) 森林整備 A とは、土木的工事と併せて行う森林整備に係る工事で、当該工事の対象額のうち土木的工事の費用の割合が 20% 以上の場合、樹高 1.5m 以上の苗木の植栽費が 50% 以上の場合、航空実播工又は種子吹き付け工の場合をいう。

③治山・林道工事と土木工事の両者を受注している方（①が有の場合）に、お尋ねします。
 治山・林道工事の工種別（最大3工種）に間接工事費の各項目に関して、治山・林道工事（A）の
 実行費用が、土木工事（B）の実行費用と比べて、かかり増ししているかどうかについて、その程
 度を下記の6段階で記載して、差がある場合（3以外）は、その理由を簡素に記載してください。

1. A ≧ B : Aの方が2割以上かかり増し 2. A > B : Aの方が1割以上2割未満のかかり増し
 3. A = B : 同じ 4. A ≐ B : ほとんど同じ（1割未満の増減）
 5. A < B : Bの方が1割以上2割未満のかかり増し 6. A ≪ B : Bの方が2割以上かかり増し

1. 治山・林道工事の工種区分別		
間接工事費の項目	程度	理由
共通仮設費	運搬費	
	準備費	
	役務費	
	事業損失防止施設費	
	技術管理費	
	営繕費	
	安全費	
現場管理費	安全訓練等に要する費用	
	租税公課	
	保険料	
	従業員給料手当	
	退職金	
	法定福利費	
	福利厚生費	
	事務用品費	
	通信交通費	
	交際費	
	補償費	
	外注経費	
	工事登録等に要する費用	
	動力・用水光熱費	
	公共事業労務費調査に要する費用	
雑費		

2. 治山・林道工事の工種区分別		
間接工事費の項目	程度	理由
共通仮設費	運搬費	
	準備費	
	役務費	
	事業損失防止施設費	
	技術管理費	
	営繕費	
	安全費	
現場管理費	安全訓練等に要する費用	
	租税公課	
	保険料	
	従業員給料手当	
	退職金	
	法定福利費	
	福利厚生費	
	事務用品費	
	通信交通費	
	交際費	
	補償費	
	外注経費	
	工事登録等に要する費用	
	動力・用水光熱費	
	公共事業労務費調査に要する費用	
	雑費	

3. 治山・林道工事の工種区分別		
間接工事費の項目	程度	理由
共通仮設費	運搬費	
	準備費	
	役務費	
	事業損失防止施設費	
	技術管理費	
	営繕費	
	安全費	
現場管理費	安全訓練等に要する費用	
	租税公課	
	保険料	
	従業員給料手当	
	退職金	
	法定福利費	
	福利厚生費	
	事務用品費	
	通信交通費	
	交際費	
	補償費	
	外注経費	
	工事登録等に要する費用	
	動力・用水光熱費	
	公共事業労務費調査に要する費用	
	雑費	

3. 独自の間接工事費の必要性

①治山・林道工事の間接工事費の算定方法は、国土交通省の土木工事（土木工事標準積算要領）のものを運用していますが、国土交通省の土木工事と異なる独自の間接工事費の算定方法の必要性について、下記の3つの中から選択して記載してください。

1. 必要ではない 2. 必要である 3. わからない

独自の間接工事費の算定方法の必要性	
-------------------	--

②独自の間接工事費の算定方法が必要であると回答された方（①が2の場合）に、お尋ねします。受注された工種区分の中で特に必要と思われる工種（最大3工種）について、その理由を記載してください。

区分	治山・林道工事の工種区分	理由
1		
2		
3		

4. 林道等の共通仮設費率・現場管理費率

平成29年度以降に、「林業専用道以外の林道（同規格の保安林管理道含む）」及び「林業専用道（同規格の保安林管理道含む）」を受注した方にお尋ねします。これらの工種は、共通仮設費率、現場管理費率が現在同じものですが、道路規格毎に区分して、共通仮設費率・現場管理費率を変える必要があるとの意見が寄せられています。区分する必要性について、下記の3つの中から選択しその理由を記載してください。（わからないと回答された方は理由は不要です。）

1. 区分する必要がある 2. 区分する必要はない 3. わからない（受注実績なしを含む）

道路規格毎に区分し、共通仮設費率・現場管理費率を変更する必要性	
理由	

5. 工事価格の積算上の問題点

工事価格の積算上の問題点について、問題点があると思われる場合に、直接工事費（標準歩掛、積算方法、その他）、間接工事費、一般管理費等に分けて、その内容を記載してください（最大3件）

区分	分類	積算上の問題点
1		
2		
3		